

昭和五十一年政令第百一十九号

石油コンビナート等災害防止法施行令
内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 新設等の届出等（第四条・第五条）
- 第三章 特定事業者に係る災害予防（第六条—第十九条）
- 第四節 自衛防災組織（第六条—第十九条）
- 第二節 共同防災組織（第二十条・第二十一條）
- 第二節 広域共同防災組織（第二十二条—第二十四条）
- 第四節 自衛防災組織等に関する規定の適用（第二十五条）
- 第五章 緑地等の設置（第三十二条—第三十八条）
- 第六章 雜則（第三十九条—第四十三条）
- 附則

（高压ガスから除かれる不活性ガス）
第一条 石油コンビナート等災害防止法（以下「法」という。）第二条第一号の政令で定める不活性ガスは、高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条に規定する高压ガスである（高压ガスを除く。）とする。
第二条 法第二条第二号イの消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十一条第一項の規定による許可に係る貯蔵所、製造所又は取扱所において貯蔵し、又は取り扱う石油（法第二条第一号に規定する石油をいう。以下同じ。）の貯蔵量及び取扱量を合計して得た数量は、当該貯蔵所、製造所又は取扱所又は取扱所の貯蔵最大数量及び取扱最大数量を合計して得た数量とする。

2 **第二条** 第二号イに規定する政令で定める基準貯蔵・取扱量、基準処理量、基準総貯蔵・取扱量及び基準総処理量は、それぞれ次の各号に定めるところによる。
一 基準貯蔵・取扱量 一万キロリットル
二 基準処理量 二百万立方メートル

三 基準総貯蔵・取扱量 十万キロリットル
四 基準総処理量 二千万立方メートル
(第二種事業所の指定の基準)
第三条 法第二条第五号の政令で定める物質は、当該各号から第六号までに掲げる物質とし、同一条号から第六号までに掲げる物質とし、同一条

第三号から第六号までに掲げる基準は、当該事業所において貯蔵し、取り扱い、又は処理する次の各号に掲げる物質の数量を当該各号に定める数量で除して得た数値又はこれらを合計した数値が一以上であり、かつ、当該事業所における災害及び第一種事業所における災害が当該石油コンビナート等特別防災区域における災害の拡大に関し相互に重要な影響を及ぼすと認められるものであることとする。この場合において、当該事業所において貯蔵し、取り扱い、又は処理する第一号から第五号までに掲げる物質が第六号に掲げる物質にも該当するときは、これらの物質については、同号に掲げる物質のみに該当するものとして当該数値の算定を行うものとする。

四 基準総処理量 二千キロリットル
二 高压ガス（法第二条第一号に規定する高压ガスをいう。以下同じ。）二十万立方メートル
三 石油以外の危険物 消防法第十一条第一項の規定による許可に係る貯蔵所、製造所又は取扱所の貯蔵最大数量及び取扱最大数量を合計して得た数量

四 可燃性固体類等 当該事業所の消防法第七条第一項の規定の適用を受ける建築物その他の工作物において通常貯蔵し、又は一日に通常取り扱い、若しくは処理する可燃性固体類等の総数量（当該事業所において、直接可燃性固体類等を貯蔵する貯蔵タンクその他の固定設備又は直接可燃性固体類等を取り扱い、若しくは処理する装置その他の固定設備等の総数量又は当該固定設備において一日に取り扱い、若しくは処理することができる可燃性固体類等の総数量による。）

四 危険物（以下「危険物」という。）同法別表第一に掲げる第四類の危険物にあつては二千キロリットル、その他の危険物にあつては二千トン

四 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四の品名欄に掲げる物品のうち可燃性固体類及び可燃性液体類（次項第四号において「可燃性固体類等」という。）可燃性固体類にあつては一万トン、可燃性液体類にあつては一万立方メートル、圧力（ゲージ圧力をいう。次項第五号において同じ。）零・パスカルにおいて気体であるものをいう。同号において「高压ガス以外の可燃性ガス」という。）二十万立方メートル

五 可燃性液体類にあつては一万立方メートル、圧力（ゲージ圧力をいう。次項第五号において同じ。）零・パスカルにおいて気体であるものをいう。同号において「高压ガス以外の可燃性ガス」という。）二十万立方メートル

六 別表第一に掲げる毒物及び別表第二に掲げる劇物（次項第六号において「毒物及び劇物」という。）別表第一に掲げる毒物にあつては二百トン

2 前項前段の場合において、当該事業所において貯蔵し、取り扱い、又は処理する同項各号に掲げる物質の数量は、次の各号に掲げる物質の状態における容積の合計

一 基準貯蔵・取扱量 一万キロリットル
二 基準処理量 二百万立方メートル

種類に応じ当該事業所に係る当該各号に定める数量とするものとし、第四号から第六号までに掲げる物質にあつては、船舶又は車両により貯蔵し、取り扱い、又は処理する数量を除くものとする。

一 石油 法第二条第二号イに規定する石油の貯蔵・取扱量（以下「石油の貯蔵・取扱量」という。）

二 高压ガス 法第二条第二号イに規定する高压ガスの処理量（以下「高压ガスの処理量」という。）

三 石油以外の危険物 消防法第十一条第一項の規定による許可に係る貯蔵所、製造所又は取扱所の貯蔵最大数量及び取扱最大数量を合計して得た数量

四 可燃性固体類等 当該事業所において、直接可燃性固体類等を貯蔵する貯蔵タンクその他の固定設備又は直接可燃性固体類等を取り扱い、若しくは処理する装置その他の固定設備等の総数量又は当該固定設備において一日に取り扱い、若しくは処理することができる可燃性固体類等の総数量による。）

四 危険物（以下「危険物」という。）同法別表第一に掲げる第四類の危険物にあつては二千キロリットル、その他の危険物にあつては二千トン

四 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四の品名欄に掲げる物品のうち可燃性固体類及び可燃性液体類（次項第四号において「可燃性固体類等」という。）可燃性固体類にあつては一万トン、可燃性液体類にあつては一万立方メートル、圧力（ゲージ圧力をいう。次項第五号において同じ。）零・パスカルにおいて気体であるものをいう。同号において「高压ガス以外の可燃性ガス」という。）二十万立方メートル

五 可燃性液体類にあつては一万立方メートル、圧力（ゲージ圧力をいう。次項第五号において同じ。）零・パスカルにおいて気体であるものをいう。同号において「高压ガス以外の可燃性ガス」という。）二十万立方メートル

六 別表第一に掲げる毒物及び別表第二に掲げる劇物（次項第六号において「毒物及び劇物」という。）別表第一に掲げる毒物にあつては二百トン

理する毒物及び劇物の総トン数（当該事業所において、直接毒物及び劇物を貯蔵する貯蔵タンクその他の固定設備又は直接毒物及び劇物を取り扱い、若しくは処理する装置その他の固定設備がある場合における当該固定設備に係る毒物及び劇物の数量にあつては、当該固定設備及び劇物の総トン数又は当該固定設備において取り扱い、若しくは処理することが可能であるため取り扱い、若しくは処理することができる毒物及び劇物の総トン数による。）

第二章 新設等の届出等

第四条 法第五条第三項の政令で定める行政機関は、警察庁、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省とする。

第五条 法第五条第三項の政令で定める行政機関は、法第五条第三項の政令で定める行政機関（関係行政機関）

第六条 法第十六条第二項の法令の規定により災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務又は職務を行なうことされている者で政令で定めるものは、消防法第十二条の七第一項に規定する危険物保安統括管理者、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二十二条第一項に規定する保安統括者、毒物及び劇物取締法（昭和十七年法律第三百三十号）第七条第一項に規定する毒物取扱責任者、高压ガス保安法（昭和二十二年法律第三百三十号）第二十二条第一項に規定する高压ガス製造保安統括者、同法第二十七条の四第一項に規定する冷冻保安責任者、ガス事業法第二十五条第一項、第六十五条第一項（同法第八十四条第一項において準用する場合を含む。）及び第九十八条第一項に規定するガス主任技術者、電気事業法第四十三条第一項に規定する主任技術者並びに労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十条第一項に規定する総括安全衛生管理者とする。

（防災要員）

第七条 特定事業者は、その特定事業所に係る自衛防災組織に次条から第十二条まで及び第十六条から第十八条までの規定により次の各号に掲

げる防災資機材等（法第十六条第四項に規定する防災資機材等をいう。以下同じ。）を備え付けなければならないものとされる場合には、当該自衛防災組織に、第一号から第十二号までに掲げる防災資機材等（第十六条第二項から第四項までの規定により次条から第十二条までに規定する防災資機材等に代えて備え付けているものを含む。）にあつては各一台、各一基又は各一隻についてそれぞれ当該各号に定める人数の防災要員を、第十三号に掲げる防災資機材等にあつては同号に定める人数の防災要員を置かなければならぬ。

一次条第一項に規定する大型化学消防車 五人

二 次条第一項に規定する大型高所放水車 二人

三 次条第一項に規定する泡原液搬送車 一人

四 第九条に規定する甲種普通化学消防車 五人

五 第十条に規定する普通消防車 五人

六 第十一条に規定する小型消防車 四人

七 第十二条に規定する普通高所放水車 二人

八 第十三条に規定する乙種普通化学消防車 五人

九 第十六条第二項に規定する大型化学高所放水車 五人

十 第十六条第三項に規定する普通泡放水砲一人

十一 第十七条第一項に規定するオイルフエンス展張船 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四十九号）第十八条の規定により当該船舶に乗り組ませなければならないものとされている船舶職員又は同法第二十三条の三十一の規定により当該小型船舶に乗船させなければならないものとされている小型船舶操縦者（以下「乗組船舶職員等」と総称する。）のほか二人

十二 第十八条第一項に規定する油回収船 乗組船舶職員等のほか二人

十三 第十八条第一項に規定する油回収装置の特定事業所に係る自衛防災組織に次条、第九条、第十二条及び第十六条の規定により備え付けるべき次条第一項に規定する大型化学消防車、第九条に規定する甲種普通化学消防車、第

十二条に規定する乙種普通化學消防車又は第六条第二項に規定する大型化學高所放水車の各二台に規定する防災資機材等を、該自衛防災組織に、第一号から第十二号までに指揮者である防災要員（以下「指揮者」という。）一人を置かなければならない。但し、第一号から第十二号までに規定する防災資機材等（法第十六条第四項に規定する防災資機材等を除く。以下同じ。）を備え付けなければならないものとされる場合には、当該自衛防災組織に、第一号から第十二号までに指揮者である防災要員（以下「指揮者」という。）一人を置かなければならない。

十二条に規定する乙種普通化学消防車又は第六条第二項に規定する大型化学高所放水車の外、数の合計が二台以上である場合には、当該自衛組織に、指揮者である防災要員（以下「指揮者」という）一人を置かなければならぬ。

特定事業者は、その特定事業所に係る自衛組織に第十三条第一項及び第三項の規定により同条第一項に規定する大容量泡放水砲及び第三項に規定する大容量泡放水砲用防災資材等（以下この条において「大容量泡放水砲等」という。）を備え付けなければならぬ。とされる場合には、当該自衛組織に、並に掲げる防災要員を置かなければならない。

一大容量泡放水砲等を用いて行う防災活動を統括する一人の防災要員

二 第十三条第一項に規定する大容量泡放水砲等（以下この条において「大容量泡放水砲等」という。）を備え付ける必要がないものとされる特定事業者は、当該自衛防災組織に、二人以上の防災砲等を用いて行う防災活動を円滑かつ的確に行うために必要なものとして総務省令で定める各基につき一人の防災要員

三 前二号に定めるもののほか、大容量泡放水砲等を用いて行う防災活動を円滑かつ的確に行うために必要なものとして総務省令で定める各基につき一人の防災要員

四 その特定事業所に係る自衛防災組織に第一項第一号に掲げる防災資機材等及び大容量泡放水砲等を備え付ける必要がないものとされる特定事業者は、当該自衛防災組織に、二人以上の防災要員を置かなければならない。

五 前各項の規定による防災要員は、災害が発した場合に直ちに防災活動を行うことができるのである人數の防災要員

六 特定事業所で総務省令で定める要件に該当するものに係る自衛防災組織に備え付けられる第一項第一号、第二号及び第四号から第九号までの掲げる防災資機材等で、防災要員の行防災活動における作業の省力化に資する装置は機械器具で総務省令で定めるものを有し、これは搭載しているものについては、当該防災資機材等各一台につき同項の規定により当該特定事業所の特定事業者が当該自衛防災組織に置くべき防災要員の人数は、同項の規定にかかるはず、総務省令で定める人数とする。

（大型化學消防車、大型高所放水車、泡原液槽送車等）

指揮官による火災警報機の設置とその他の施設の設置									
その他の屋外貯蔵タンク		浮きぶた付きの屋外貯蔵タンク		浮きぶた付きの屋外貯蔵タンク		浮きぶた付きの屋外貯蔵タンク		浮きぶた付きの屋外貯蔵タンク	
第一石油類又は 第二石油類	消防法別表第一に掲げる第 二十四メートル以上三 台	石油	石油	石油の種類	クに貯蔵する タンクの直径	屋外貯蔵タンクの型	屋外貯蔵タンク	浮きぶた付きの屋外貯蔵タンク	浮きぶた付きの屋外貯蔵タンク
ル未満	五十メートル以上 未満	三十メートル以上 トメートル	三十四メートル 以上五 台	三十四メートル 以上一 台	三十四メートル 以上一 台	屋外貯蔵タンク	浮きぶた付きの屋外貯蔵タンク	浮きぶた付きの屋外貯蔵タンク	浮きぶた付きの屋外貯蔵タンク
その他他のもの で総務省令で定 めるもの	が屋根を兼ねる ものの以外のもの で総務省令で定 めるもの	が屋根を兼ねる もの	が屋根を兼ねる もの	が屋根を兼ねる もの	が屋根を兼ねる もの	の型	屋外貯蔵タンク	屋外貯蔵タンク	屋外貯蔵タンク

		消防法別表第三十四メートル以上六十台		消防法別表第三十四メートル未満		消防法別表第三十四メートル未満		消防法別表第三十四メートル未満	
		三石油類又はナメートル	第四石油類	六ナメートル	五ナメートル	六ナメートル	五ナメートル	六ナメートル	五ナメートル
		五十メートル未満	未満	六十メートル未満	未満	七十メートル未満	未満	八十メートル未満	未満
		ル以上	未満	ル以上	未満	ル以上	未満	ル以上	未満
		五十メートル	二台	六十メートル	四台	七十メートル	四台	八十メートル	三台
一	特定事業者は、その特定事業所の屋外タンク貯蔵所に、総務省令で定める送泡設備（災害の発生又は拡大の防止の用に供されるものに限る。）が設置された屋外貯蔵タンクで総務省令で定めるもの（以下「送泡設備付きタンク」という。）がある場合には、当該特定事業所に係る自衛防災組織に、次に掲げる防災資機材等を備え付けなければならない。	当該送泡設備付きタンクに総務省令で定めることにより泡水溶液を送水するものとした場合に必要となる総務省令で定める台数（当該特定事業所に二以上の送泡設備付きタンクがあるときは、これらの送泡設備付きタンクをターンクに係る総務省令で定める台数のうち最も多く（台数）の大型化学消防車又は次条に規定する甲種普通化学消防車	当該送泡設備付きタンクに前号に規定する総務省令で定めることにより泡水溶液を送水するものとした場合に必要となる総務省令で定める種類の総務省令で定めることによるときは、総務省令で定める発泡器（以下「発泡器」という。）の総務省令で定める種類ごとに、これらの送泡設備付きタンクに係る総務省令で定める数（うち最も多い数（同じ数のときは、その数。以下同じ。））の発泡器	（甲種普通化学消防車）	第九条 特定事業者は、その特定事業所が次の表の上欄に掲げる特定事業所に該当する場合は、当該特定事業所に係る自衛防災組織に、同表の上欄に掲げる特定事業所の区分に応じ、同	三十四メートル以上五台	十メートル未満	二十メートル未満	三十メートル未満

び発泡器を備え付けなければならないものとされる者があるときは、各自衛防災組織ごとの当該大型化学消防車の台数のうち最も多い台数に相当する台数の大型化学消防車又は各自衛防災組織ごとの当該甲種普通化学消防車の台数のうち最も多い台数に相当する台数の甲種普通化学消防車及び各自衛防災組織ごとの当該発泡器の同項第二号に規定する総務省令で定める種類ごとの数のうちそれぞれの種類ごとに最も多い数に相当する数の発泡器構成事業者のうちに、その構成事業所の自衛防災組織に第九条の規定により甲種普通化学消防車を備え付けなければならないものとされる者があるときは、各自衛防災組織ごとの当該甲種普通化学消防車の台数（当該構成事業所に送泡設備付きタンクがある場合には、当該構成事業所に当該送泡設備付きタンクがないものとみなしたとき）に同条の規定により備え付けるべき台数のうち最も多い台数に相当する台数の甲種普通化学消防車構成事業者のうちに、その構成事業所の自衛防災組織に第十条の規定により普通消防車又は小型消防車を備え付けなければならないものとされる者があるときは、それぞれ普通消防車又は小型消防車一台構成事業者のうちに、その構成事業所の自衛防災組織に第十二条の規定により普通高所放水車を備え付けなければならないものとされる者があるときは、普通高所放水車一台構成事業者のうちに、その構成事業所の自衛防災組織に第十三条第一項の規定により大容量泡放水砲を備え付けなければならぬものとされる者があるときは、その放水能力の合計が各自衛防災組織ごとの自衛防災組織の基準放水能力のうち最も大きい自衛防災組織の基準放水能力以上に相当する数の大容量泡放水砲を備え付け、及び総務省令で定める基準に従つて大容量泡放水砲用防災資機材等を備え付けていること。

四

イ 第一号に該当する場合には、同号の規定及び次号において準用する第十六条第二項から第五号までの規定に従つて当該共同防災組織に備え付けられている大型化學消防車（第一号の規定に従つて当該共同防災組織に備え付けられている大型化學消防車に限る。）、大型高所放水車、甲種普通化學消防車、普通消防車若しくは小型消防車、普通高所放水車、大容量泡放水砲、大型化學高所放水車又は普通泡放水砲ごとに、第五条に規定する総務省令で定める数の可搬式放水銃等

一 次に掲げる防災要員を置いていること。

イ 第一号イ又は同号ハに該当する場合には、同号並びに第五号において準用する第十六条第二項及び第四項の規定に従つて当該共同防災組織に備え付けるべき台数(送泡設備付きタンクのある構成事業所がある場合には、当該構成事業所に当該送泡設備付きタンクがないものとみなしたとき)にこれららの規定に従つて備え付けるべき台数の大型化學消防車、甲種普通化學消防車又は大型化學高所放水車が、同時に、百二十分継続して泡水溶液を放水するものとした場合に必要な量の泡消火薬剤

ロ 第一号ロに該当する場合には、各自衛防災組織ごとの第十四条第三項の規定により備え付けなければならないものとされる送泡設備用泡消火薬剤の量のうち最も多い量に相当する量の送泡設備用泡消火薬剤

ハ 前号に該当する場合には、各自衛防災組織ごとの第十四条第五項の規定により備え付けなければならないものとされる大容量泡放水砲用泡消火薬剤の量のうち最も多い量に相当する量の大容量泡放水砲用泡消火

五

び第十号に掲げるものを除く。)のうち、
防災要員の行う防災活動における作業の省
力化に資する装置又は機械器具等を省令
で定めるものを有し、又は搭載しているも
のについては、当該防災資機材等各一台に
つき総務省令で定める人数の防災要員)
ロ イの防災資機材等が二台以上であるとき
は、指揮者一人
ハ 第二号に該当する場合には、第七条第三
項各号に掲げる防災要員
一 第七条第五項の規定は前号の防災要員につ
いて、第十三条第二項の規定は第二号の大容
量泡放水砲について、第十四条第二項の規定
は第三号イの泡水溶液の量の算定について、
第十六条第二項から第四項までの規定は第一
号に規定する防災資機材等を備え付ける共同
防災組織について準用する。この場合において、
第十三条第二項中「前項の規定の適用を受
ける自衛防災組織による同項の表の下欄に
定める基準放水能力(以下「自衛防災組織の
基準放水能力」という。)」とあるのは「構成
事業所の自衛防災組織ごとの自衛防災組織の
基準放水能力のうち最も大きい自衛防災組織
の基準放水能力」と、「同項の規定により當
該自衛防災組織」とあるのは「第二十条第一
項第二号の規定に従つて当該共同防災組織と、
第十六条第二項中「特定事業者がその特
定事業所で総務省令で定める要件に該当する

2

三 第十八条第一項の油回収船（以下「油回収船」という。）又は同項の油回収装置（以下「油回収装置」という。）を備え付け、及び油回収船を備え付ける場合にあつては油回収船各一隻につき乗組船舶職員等のほか二人の防災要員を、油回収装置を備え付ける場合にあつては同条第二項の補助船に係る乗組船舶職員等のほか油回収装置各一式につき二人の防災要員を置くこと。

四 第七条第五項の規定は、前二号の防災要員について準用する。

（共同防災組織を設置した場合の自衛防災組織に係る防災資機材等及び防災要員）

三十一条 構成事業者が前条第一項に規定する基準に従つてその共同防災組織に防災資機材等を備え付け、及び防災要員を置いている場合は、構成事業者が第七条から第十六条までの規定によりその構成事業所に係る自衛防災組織に備え付けるべき防災資機材等及び置くべき防災要員については、これらの規定にかかるわらず、次に定めるところによる。

一 イからホまでに掲げる場合にはそれぞれイからホまでに定める台数の甲種普通化学消防

のは「(同項第二号の規定に従つて)と、「につき第八条第一項の規定により」とあるのは「につき同項第一号イの規定に従つて」と、同条第四項中「第八条から第十二条まで」とあるのは「第二十条第一項第一号」と、「これららの規定により」とあるのは「同号の規定に従つて」と、「第八条第一項の規定により」とあるのは「同号ロの規定に従つて」と読み替えるものとする。

第十七条第一項及び第十八条第一項に規定する防災資機材等並びにこれらの防災資機材等に係る防災要員に係る法第十九条第四項の政令で定める基準は、次とのおりとする。

構成事業者のうち第十七条第一項の第一種事業者に該当するものがそれぞれその構成事業所である同項の第一種事業所に係る自衛防災組織に同項の規定により備え付けるべきオイルフェンスのうち、長さの最も長いものの二分の一に相当する長さのオイルフェンスを備え付けること。

卷八

第二十一条 構成事業者が前条第一項に規定する基準に従つてその共同防災組織に防災資機材等を備え付け、及び防災要員を置いている場合には、構成事業者が第七条から第十六条までの規定によりその構成事業所に係る自衛防災組織に備え付けるべき防災資機材等及び置くべき防災要員については、これらの規定にかかるらず、次に定めるところによる。

車を、へに掲げる場合にはへに定める台数の乙種普通化学消防車を備え付けなければならない。
イ 同防災組織を設置していないものとし、かつ、当該構成事業所に送泡設備付きタンクがあるときには当該送泡設備付きタンクに送泡設備が設置されていないものとみなした場合に、当該構成事業所に係る自衛防災組織に第八条第一項、第九条及び第十六条第四項の規定により備え付けるべき大型化学消防車若しくは甲種普通化学消防車の台数又はこれらを合計した台数(ロ)において「化学消防車の台数」という)が二台又は三台であるとき。一台
ロ 化学消防車の台数が四台であるとき。

ハ 当該構成事業所の第四類危険物の取扱量が指定数量の三千倍以上二十四万倍未満であるとき。一台

ニ 当該構成事業所の第四類危険物の取扱量が指定数量の二十四万倍以上であるとき。

ホ イ又はロに掲げる場合及びハ又はニに掲げる場合のいずれにも該当するとき。イ 又はロに定める台数とハ又はニに定める台数のうちいずれか多い台数(同じ台数のときは、その台数)

ヘ 当該構成事業所に第十二条の総務省令で定める指定施設である移送取扱所があるとき。当該移送取扱所の規模に応じ同条の総務省令で定める台数

二 前号に規定する場合には、同号の規定によること。

イ 前号の規定により備え付けるべき台数の甲種普通化学消防車又は乙種普通化学消防車(以下この条において「普通化学消防車」という)が、同時に、百二十分継続して泡水溶液を放水するものとした場合に必要な量の泡水薬剤を備え付けるべき台数

ロ 前号の規定により当該自衛防災組織に備え付けるべき普通化学消防車ごとに、総務省令で定める数の可搬式放水銃等

三 第一号に規定する場合には、次に掲げる防災要員を置かなければならない。

イ 第一号の規定により当該自衛防災組織に備え付けるべき普通化学消防車各一台につ

き五人(当該構成事業所が総務省令で定め

る要件に該当する場合には、当該普通化学消防車のうち 防災要員の行う防災活動に

おける作業の省力化に資する装置又は機械器具で総務省令で定めるものを有し、又は搭載しているものについては、当該普通化

学消防車各一台につき総務省令で定める人

数の防災要員)

ロ イの普通化学消防車が二台以上あると

きは、指揮者一人

四 第一号に規定する場合以外の場合には、防

災要員二人以上を置くものとし、第八条から

第十五条までの規定による防災資機材等を備

え付けることを要しない。ただし、共同防災

組織を設置していないものとした場合に当該

構成事業所に係る自衛防災組織が第八条又は

第九条の規定の適用を受けるものであり、か

つ、第一号の規定により甲種普通化学消防車を備え付けることを要しないときは、一台の

甲種普通化学消防車が百二十分継続して泡水

溶液を放水するものとした場合に必要な量の泡水薬剤を備え付ければならない。

五 第七条第五項の規定は前二号の防災要員に

ついて、第十四条第二項の規定は第二号イ及

び前号の泡水溶液の量の算定について、第十

六条第一項の規定は第一号及び第二号の場合

について準用する。この場合において、同項

中「第八条から第十二条まで、第十四条及び

前条」とあるのは「第二十一一条第一項第一号

及び第二号」と、「防災資機材等(次項及び

第三項の規定により当該防災資機材等に代え

て備え付けることができるものを含む。」)と

とする。

二 次の各号に規定する場合には、構成事業者の

うち第十七条第一項又は第十八条第一項の第一

種事業者に該当するものがその構成事業所であ

るこれらの規定に該当する第一種事業所に係る

自衛防災組織にこれららの規定により備え付けるべき防災資機材等及び防災資機材等に

係る防災要員については、これらの規定及び第

七条の規定にかかるらず、当該各号に定めると

ころによる。

一 当該構成事業所に係る共同防災組織に前

二 第二項第一号のオイルフェンスが備え付けられ

れている場合には、第十七条第一項の規定に

より備え付けるべきオイルフェンスの長さの

二分の一に相当する長さのオイルフェンスを

備え付けなければならない。

二 当該構成事業所に係る共同防災組織に前条

第二項第二号のオイルフェンス展張船が備え

付けられ、かつ、同号の防災要員が置かれて

いる場合には、オイルフェンス展張船を備え

付け、及びオイルフェンス展張船に係る防災

要員を置くことを要しない。

三 当該構成事業所に係る共同防災組織に前条

第二項第三号の油回収船又は油回収装置が備

え付けられ、かつ、同号の防災要員が置かれ

ている場合には、油回収船又は油回収装置を

備え付け、及び油回収船又は油回収装置に係

る防災要員を置くことを要しない。

四 第三節 広域共同防災組織

(広域共同防災組織を設置することができる区

域及び業務)

第二十二条 法第十九条の二第一項の政令で定め

る区域は、別表第三のとおりとする。

二 法第十九条の二第一項の政令で定める業務

は、大容量泡水砲及び大容量泡水砲用防災

資機材等を用いて行う防災活動に関するものと

する。

(広域共同防災組織に係る防災資機材等及び防

災要員に係る基準)

第二十三条 法第十九条の二第八項において準用

する法第十九条第四項の政令で定める基準は、

次のことおりとする。

一 その放水能力の合計が当該広域共同防災組

織に係る各特定事業所の自衛防災組織ごとの

自衛防災組織の基準放水能力のうち最も大き

い自衛防災組織の基準放水能力以上に相当す

る数の大容量泡水砲を備え付け、及び総務

省令で定める基準に従つて大容量泡水砲用泡

水砲用泡水砲用泡水砲用泡水砲用泡水砲用泡

水砲用泡水砲用泡水砲用泡水砲用泡水

二	大型高所放水車
三	泡原液搬送車
四	甲種普通化学消防車
五	普通高所放水車
六	大容量泡放水砲
七	オイルファンス展張船
八	油回収船又は油回収装置

(特定地方行政機関)

第四章 石油コンビナート等防災本部等

第二十六条 法第二十六条の国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)第九条に規定する行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で政令で定めるものは、沖縄総合事務局、管区警察局、都道府県労働局、産業保安監督部、地方整備局、北海道開発局及び管区海上保安本部とする。

(石油コンビナート等防災本部の組織及び運営の基準)

二十七条 法第二十八条第九項の政令で定める基準は、次のとおりとする。	一 石油コンビナート等防災本部(以下「防災本部」という)に、幹事を置くものとする。	二 幹事は、防災本部の本部員の属する機関又は特定事業所の職員のうちから、当該都道府県の知事が任命するものとする。	三 幹事は、防災本部の所掌事務について、本部員及び専門員を補佐するものとする。	四 防災本部は、その定めるところにより、部会を開くことができるものとする。	五 部会に属すべき本部員及び専門員は、本部長が指名するものとする。	六 部会に部会長を置き、本部長の指名する本部員をもつてこれに充てるものとする。	七 部会長は、部会の事務を掌理するものとする。
(防災本部の協議会の組織及び運営)							
二十八条 防災本部の協議会は、会長及び委員をもつて組織する。							
二十九条 会長は、関係都府県の知事のうちから当該関係都府県の知事が協議により定める者をもつてする。							

三	会長は、会務を総括する。
四	会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
五	委員は、関係都府県の防災本部の本部員のうちから当該関係都府県の知事が当該防災本部の協議会の規約の定めるところにより指名する者をもつて充てる。
六	前各項に定めるもののほか、防災本部の協議会の組織及び運営に関する必要な事項は、当該防災本部の協議会の規約で定める。
七	(防災本部の協議会の規約事項)
二十九条 防災本部の協議会の規約には、次に掲げる事項を定めなければならない。	一 防災本部の協議会を設置する都府県
三十一条 防災本部の協議会に係る石油コンビナート等特別防災区域	二 防災本部の協議会の設置等の公示
三 防災本部の協議会に係る石油コンビナート等特別防災区域	三 防災本部の協議会の設置

三	会長は、会務を総括する。
四	会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
五	委員は、関係都府県の防災本部の本部員のうちから当該関係都府県の知事が当該防災本部の協議会の規約の定めるところにより指名する者をもつて充てる。
六	前各項に定めるもののほか、第一項の申出に要する費用で政令で定めるものは、緑地等の設置のため直接必要な実施費、附帯工事費、用地費、補償費、機械器具費、事務取扱費及び附属諸費(これらの費用につき支払うべき利息があるときは当該利息を含み、当該緑地等の設置により取得する土地又は建物その他の物件で当該緑地等の設置の用に供されるもの以外のものがあるときはこれを処分するものとした場合に得られる収入により回収されるべき費用を除く。第三十八条において同じ。)とする。
七	(緑地等の設置に要する費用)
三十二条 法第三十三条第一項に規定する政令で定める施設は、広場その他の公共空地として準用する。	一 設置計画に定める事項等
三十三条 法第三十三条第一項に規定する緑地等をいう。以下同じ。)の位置及び区域	二 設計の概要
三 事業施行予定期間	三 事業の実施
四 その他国土交通省令で定める事項	四 その他

(費用を負担させる第一種事業者の範囲)

第三十四条 法第三十四条第一項の規定により地方公共団体が緑地等の設置に要する費用を負担する。

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

(石油コンビナート等災害防止法施行令の一部改正に伴う経過措置)

この政令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第八条及び第九条の規定(それぞれ関係法律の整備等に関する法律第四百七十三条の規定による改正前の石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第三十三条の承認を受けた緑地等(同条に規定する緑地等をいう。以下この条において同じ。)の設置に関する計画に基づく緑地等の設置に要する費用に係る同法第三十四条第一項に規定する第一種事業者の負担については、第二十条の規定による改正後の石油コンビナート等災害防止法施行令第三十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

この政令は、消防組織法及び消防法の一部を改正する法律(平成十五年法律第八十四号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成十六年六月一日)から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

(施行期日)

